

れに付、述べていきたいと、そのように考えております。

○経済課長（森田進君） 自席からお許しいただきまして、ただいまの御質問の第三点でございます。福生駅西口商店街について、先ほど市長の方から申された細かいところにつきまして、補足して説明いたします。

先ほどの御質問の中でまず第一点といたしまして昭和四十五年に商業診断が実施されました。その商業診断に基づいてどのような指導がなされるのかという点でございます。

先ほど、商業診断につきましては市長からもあったわけですが、商業診断は人間でいう健康診断と同じでございます。その商業者あるいは商業主の現実の姿、そういうものを消費者の、あるいは商業者自身、あるいは専門家、いろんな角度から検討いたしまして、それで診断を行うわけでございます。その診断に従いまして、現実の姿というものを商業者自身に認識をしていただく、それと同時に、やはりその現実の姿の中から将来像を見きわめていただく、又その将来像に向かつての対策、そういうものを一応その中で明らかにしていく、これが商業診断です。特に市の方とい

ましては、このほかにもこの商業診断からあらわれました総合的な問題、そういうふうな問題につきまして一々検討して、そういう前提に立ちまして現在まで六年間ほど経過しているわけですが、その間に幾つかの事業を行っております。

まず第一点といたしましては、商栄会の組織機能が非常に弱い、そういうような判断から四十七年から商工会の方に移しまして商工会に対する助成事業、これは定額の経費でございますけれども計上事業費に対する助成事業、そのほかには四十八年ですが、共同施設、この共同施設の整備の遅れにつきましては、これはやはり全体的にいくわけでございますが、この整備の遅れというものでござるだけ早く組み立てて整備を急ぐ、そういうような判断から、四十八年に共同施設に対する助成制度を、それから実際の商業者に対する経営指導面のこと、これは実際に商工会に払われるわけでございますが、商工会の機能についてはあまり直接市が監督する立場にないわけでございます。御案内のように非常に財政基盤が弱い関係もござりますので、市の方から財政的な事情はこの際提出していかないわけでは

でございますが、その中で人件費に対する助成を行っております。そういう点で経営指導員の強化ということがございましたが、四十九年の四月から経営指導員を一名増員いたしました。指導員強化というものを打ち出しました。

それから福生駅の東西の連絡路、これにつきましても商業診断の中で、おまかせをしまして市民施設あるいは商業施設として実現ができるようになったわけでございます。そのほか福生駅商栄会の全部の話し合いについては順次いたします。

それから中央商栄会の車両の通行量の問題でございますが、御指摘のように確かに歩行者については危険な状態、買物等をなさっているわけでございまして、庶務課長の方からもお話が出ると思いますが、この点につきましては、その後交通量調査あるいは消費者の意識調査等を行いついて四十九年の一月から御案内のように歩行者天国を毎週日曜日実施しております。そういうことでございます。

これからの対策でございますけれども、やはり、ほかの産業と違ひまして商業の場合にはどうしても消費者が初めて成り立つ産業でありまして消費者の

意欲というものがそこになければならない。そういうふうな判断に立つならば、やはり危険性というものを排除する必要があると思ひます。そんなふうに一応考えるわけでございます。この問題につきましても、先ほど市長の方から道路の拡幅の問題、あるいはそれ以外の手法等もあるわけでございますけれども、いずれにしても消費者が安心して買物ができる。そのような一つ大きな目標がございまして、そういう目標に向かひまして地元あるいは私どもも交えまして十分協議をさせていただき、早い時期にそういう目標の達成に努力したいと、一応そのように考えております。

それから東口の開発に伴います東西の商工対策、これにつきましては、いままでどちらかといえば、福生の商業は西口が中心の商業であったと思ひます。東口が開発されるといふこと、それから東西連絡路もございまして、今後当然予想されるのは福生駅中心の商業ゾーンであろう、こんなふうな考えをわけございまして、商業ゾーンの広がりによりまして当然考えられることは商業圏の広がりが考えられるのでございます。それと、いわゆる東西連絡路によりまして東西の一体感というものが一つ生まれてくるだろうと期待し

ているわけでございます。

それともう一点の東口につきましては、御案内のように区画整理が行われますと、当然それに伴いまして商業の集約が行われますと当然整備された商業区になるわけでございます。

西口につきましても非常にいま意欲が盛り上がりつつきまして、当然商業整備等も入るわけでございます。将来的にはお互いの商業の近代化等が相まって一つの商業効果を生み出していく。

それから四十六年に行われました駅周辺の再開発の診断に基づいてその後の方針、又考え方でございますけれども、商栄会につきましては専門家の見方といたしまして、広域商店街と狭域商店街の二つに分けて考えられるわけでございますけれども、どちらもそれなりに一応重要な仕事でございます。両方とも一度に整備することが切実しいわけでございます。特にどちらを先にすると、こう考え方に立つならば、やはり広域商店街の整備というものをすぐにしていかなければならないと専門家も言っており、私も感じております。それではなぜ駅前を整備が必要かということでございますが、広域商店街

の整備が行われますと、当然商勢圏の拡大ということがそれに伴います。そうしますと商業地としての価値が高くなればなるだけその影響というものは広い範囲に及ぼす。そういうふうなことでその影響というものがかなり近隣商店街に及ぼされるだろうということも考えられます。

それからもう一点は、これは非常に大事なことだと思えますけれども、市内の消費購買力の流出防止が一つの結果として生まれてくる。御案内のように四十五年の商業診断によりまして、福生市の消費購買力の四二%が福生市外のものといえると思えます。そういうふうなデーターが出ているわけでございます。広域商店街の整備が行われます。それが行われれば当然その消費購買力が上がり市民利益も十分負担ができる。そのように一応判断しているわけでございます。

それで当面予想がつく問題といたしましては福生駅の周辺の商業診断、これは先ほど施政方針にもあったわけでございますけれども五十一年度の予算を見てみますと、これについての対象といたしましては富士見商栄会それから中央商栄会それから西銀座商栄会と、とりあえず三つの商栄会について診断を

行わなければならない。今後の診断につきましては一応東口の整備というものは目前でございますので現実的にこれから造成なりあるいは整備というものが行われるわけでございますので、こういうものをとらえまして事前の各商業者あるいはその他の経営者と打ち合わせ等も十分に行いましてその診断をしなければならぬ。そういうふうに一応考えております。当然そのあとに造成診断の問題になるとか、あるいは計画あるいは実施というようにこのあとにも起きてくる。このように考えております。

それから最後に、指導する立場の市として今後どのように整備後の考え方について御説明いたします。

現在の福生の商店でございますが、これは十二の商店街に分かれておりますが、これがすべて自然発生的に生まれたという商店街で、非常に現在の地位を築くまでは道環境に恵まれて交通網の整備あるいは地理的に恵まれて、もちろんそれには商業者の経営面というものが第一でございますので、現在もいまの時点に留まらずと非常に大きな岐路に差しかかっているような、そんなふうに一応判断しております。と申しますのは近隣の市町が非常に

商業の整備、というものをあさるわけです。そういうようなこと、それから大型店への脱皮というふうなことになりますと当然共存共栄というものを図っていかなければならぬ。それともう一つは企業的バランスがくずれてくる。たとえば大型店の二店の商業力と、うものが市内全体の商業力の二割以上に相当するようになってきているということもいえるだろうと思います。

これからの問題につきましてはやはり人工的に商店街計画というものをつくる必要があるのではないか。これは勧告の中でもいわれているわけでございますが、一応これからの取り組み一つの目標といたしましては、まず先ほど申し上げておりますけど、各商工会の組織力の強化。この組織の強化につきましては個々の商業者の力によりまして、ある程度発展が期待できたわけでございますが、今後広域商店街ということになりますと当然組織としての共存共栄を図っていかなければならない。そういうふうなことから組織をまず第一に考えるような商業へ展開も必要であろうと、そんなふうに見えるわけでございます。そういう前提に立ちまして共同施設の整備、共同施設についてもまだ遅れている面もあるうかと思ひますけれども、そういう点の整備も考えていかなければならないと思ひ

ます。特に広域商店街の地域については、これから非常に限られた中での商業活動というものは十分面開、発、面的な商業地区というものを打ち出す、それから高度利用、そういうものを図りながらいろいろ必要な施設というものを備えていく必要がある。そのように考えております。

それからそういうものの中でこれから組織の中での形状的な問題といたしましては共同事業の問題であるとか、そういうふうなことを一応くみ上げながら合理化を図っていくということがこれからは特に必要であろうと思います。こういう点につきましては地元商栄会あるいは商工会等と十分話し合いをしましてそういうような方向に最大の努力を払っていきます。

以上、雑駁でございますけど質問いただきました商業診断について市長の答弁を補足して答弁いたします。

○助役（篠崎俊夫君） 私からもお答えを申し上げさせていただきます。

昭和四十五年に各商店街の診断をいたしました。その後どうなっているかということでございますが、経済課長がただいま申し上げました以外のことを申し上げます。たとえば基地前商栄会につきましては、こういう診断結果であったのでござ

います。基地前商栄会をわらつけ街道へ移して、それでいままてとムードを変えて屋号を専門とした。その商店街に行きさえすれば食べ物から繊維製品から自動車のアクセサリーから何でもそこで買えるようにしたかどうか、それで食べ物等人かも世界どの国の物でも食べられるようなことが切玉らしい。こういった診断をいたしまして、その後基地前商栄会におきましては、元町の商栄会とかいろいろと御視察をなさったようでございますが、何分にもテーマが大変大きく過ぎますのでまだそれをそしゃくはいたしておりません。しかし、この基地前商栄会に対するコンサルタントの結果は、一つの道を開いたものとして決してむだではなかったと思うのでございます。

又牛浜商栄会につきましても、牛浜の東口につきましては、あの広場にげたばかり住宅の高层住宅を建てる。結局東中神方式でございますが、それでその一階に今の牛浜商栄会の店を移してしまえと、そして牛浜駅の西口にもバス路線を開発しろと、そういうような診断をいたしましたのでございます。それから牛浜商栄会におきましては何回か商栄会はお集まりになったようでございますが、私ども行政の立場といたしましては、牛浜駅の西口にバス路線を開発しろとか、

あるいは八高線に八高線の牛浜駅を新設させること等が行政の責任になったわけでございますが、これらの点につきましては国鉄あるいは立川バス等も企業採算の点から難点を示しておりまして、それがまだ実現していないという実情でございます。

そういうことでございまして、あの昭和四十五年の診断はそれぞれの商店街に一つの示唆はお与えたのではないかと思っております次第でございます。私ども今後ますます各商栄会の発展につきましては、行政の面からいろいろと御援助を申し上げたいと思っております。

○十九番（大野行夫君） 助役さんからいま御答弁いただいたんですが、私が助役さんに質問した内容と百八十度違うわけでございます。いま助役さんが言ったのは私も頭の中に暗記したんです。自分のところをしゃべっているんですから……。助役さんが、この診断書が発刊された時に市民会館でぶつかったことは、そのことも助役さんは各商店主に御約束をしているわけです。「そのように市はやっていきます」と、こういうあいさつをしたことがあるでしょう。市長は欠席して、それを私、さっき一般質問の中でお伺いしたんです。その助役さんがそのとおり

明確にあのときを思い出してやればもうできちゃったんですよ。私は記録が取ってあるんだから。そういう、私は真剣に市の経済のあり方から、きょうの一般質問に出しているわけです。三年や五年や七年や十年前に自分がしゃべったことに責任を持つてないような市の幹部だったらその資格はないと思います。自分のしゃべったことは責任を持つてが大人の世界じゃないかと思ひます。そのときに助役さんがかいつまんで言っていることをかいつまめば「意欲を持ってこの診断書に照らし合わせて、これから市の中心である経済を成長させてまいります。きょうお集まりの商店街の皆さん方は地元に戻ればりっぱな店主であり、社長であり、地域の代表の方々なんです。そういう皆さん方にお集まりを願って、このあらゆる地域の診断書を出すと、それで佐藤先生を中心にして説明会を催したわけでございます。細かい部分については都の援助も必要であるから、その都にも積極的にお願いして、できるだけ早い機会にこのような姿の福生市を築いていくために細部の点については検討をしております」と、こういうようなあいさつをしていると思ひます。四十六年の三月から使っている。それをもとにしてきょうのこの一般質問、私は行っているわけでございます。横田のことや牛浜駅のことは知っています。

市長の施政方針の中にも表面的なことは市長が述べておりますので、このことが方向づけだということはわかりますけれども、いやしくもあなたが口に出した以上は実行に移さなくてはならないんです。あなた自体がどのような態度で四十六年から五年間、きょう今日まで臨んできたか、そのことをお伺いしたかったわけでございます。市長の口からではなくして、あなたの口から五年間、このような歩みをしましたと、こういう答弁をお願いいたします。

○助役(篠崎俊夫君) 私はどうしたこうしたというのではなくて役所といたしましては、経済課長、市長あるいは私から御答弁申し上げましたように、商店街の発展につきましてはいろいろと行政的な面から御協力、御指導を申し上げておるわけでございます。

○十九番(大野行夫君) 助役先生じゃあ話にならない。
まず第一点の減税の關係でございますが、これはPRということと先ほど課長からもお話が出ておりますけれども、この点についてはひとつ又広報等を利用してそのような関係の地域も多いと思いますので、これはよく検討していただきたいと思っております。

それから二点目の住宅資金の貸付制度でございますけれども、これは都がやっているのも私は知っておりますけれども、市としてこれからどのような制度をもっていくべきがあるかどうかということが中心的な考えでございますので、たとえば中小企業に対する振興資金の貸付制度、このようなものを現在行っておりますが、どのような制度を今後考えていくことを私は要望したわけなんですけれども、その考えをお願いたします。

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

本日、確定的なことはもちろん申せないわけでございますが、他の市にもどうも例がないようでございますけれども、なお、よく十分に検討いたしまして市の財政、あるいは市民の要望、あるいは都の意向、種々の研究を十分に積んでまいりたいと思っております。確実にいたします。

○十九番(大野行夫君) 三点目の質問でございますが、中小企業の振興につきましても、私の質問の中でまだ経済的な問題の点が抜けておりますので、その点の答弁をお願いいたします。

○市長(石川常太郎君) 大変申しわけないのでございますが、経済的な面の内容

に「きましまし」小々私もうかつでございましたけれども、少しわかりかねるのでございまするけれども、たとえば改造等でございますでしょうか。大変申しわけないのですが……。

○十九番（大野行夫君） いま私が御質問しているのは一般的な問題でございます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君） 暫時休憩いたします。

午後一時三十八分 休憩

午後一時五十分 開議

○議長（貫井喜代次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（木村進君） 先ほどの答弁の中で答弁を漏らしまして大変申しわけありません。

中小企業に対する援助でございますが、商業関係につきましては申し上げましたように、これは地域組織でございますけれども、これに対する助成を行っております。そのほかの共同施設に対する助成、これは助成の規則がございまして、

その規則に従いまして、現在事業費の三五％について一応助成を行っております。そのほか、市の方としましてこれからの商業活動を進めていく上において必要な手段といたしまして、各地域の商栄会の組織の強化あるいは各業種についての組織、こういうふうな問題について商工会の方にもお願いをしております。いろいろそういう行政組織等についても、今後この組織の育成あるいは発展というものを考えまして、それを含めまして、今後、経済援助のための対象として検討を進めていきたい。このように考えております。

○十九番（大野行夫君） 最後の質問でございますが、これをまとめて一つお願いしたいと思うのですが、これから又行われようとしておるような状態にあります商業診断等も今のまゝして、造成診断についてはどのように考えておられるかどうか。

それから先ほどの市長の答弁の中にもございましたが、共同施設を整備した場合の導入資金についてはどのような考えを持っておられるかどうか。

それから商店に今度は従事いたします従業員の福祉厚生についてどのような考えを持っておられるかどうか。その三点について御答弁願います。

○副役（篠崎俊夫君） 造成診断につきましては、商業診断を五十一年度

実施いたしました後、これはやらなければいけないと考えております。

それから共同施設の整備につきましては、市から補助金を出すようにしてまいりますので、それ以外のことは現在考えておりません。

それから三点の従業員の福祉厚生面でござりますが、この点につきましては商工会とも相談いたしましたし、いろいろと検討を加えてまいりたいと思っております。ただいま具体的にどうこうするという施策は持っておりません。

○十九番（大野行夫君） 助役さんは薄情な答弁をするからあれなんですけれども、造成診断についてはね、商業診断をやるんですから当然これをやらなくちゃならないと思うんです。それに平行すれば当然共同施設という問題が起ってくるわけなんです。関連ですから……次の問題ですから……その場合に市の補助金だけでこれだけの共同施設ができるなんてことは当然考えられない。先ほどの市長の答弁の中にもあったように、各商店の若い方々がみんないろいろとアウトプランを立て、そして線引きを行っているという市長の答弁がありましたけれども、それでいきますと相当数の数字を要さなかったらこの共同施設というものは整備、できないわけなんです。

それに対して市の補助は現在行っているけれども、それ以外のことは考えられないということになりますと、現在、若い商店主がやっていることに對してあなた方は援助しないから、指導、育成しないからこれはむだだよ、やめた方がいいよ、こういうことになつてくると思うんです。きょうはあいにく傍聴にそういう方々がいないからいいんですけれども、いたらこれは大変な問題になると思うんです。土台はできました。柱から上をつるまでの材料はあなた方が勝手にやりなさい。土台の材料だけは市が援助いたします。補助金を出しましょう。こういう意味と全く変わりのないやり方なんですけれども、それでこれからの福生市の経済の土台骨である福生駅という目玉商、品を中心とした都市構想というものがやっていけるかどうかということは全く愚に等しいことなんです。そのような考え方で、いま助役が述べられたように、後は考えていないと、これを私たちはうのみにしてこれからの議会対策に奔走しても差し支えないかどうかとまで聞きますけれども、よろしいでしょうか。

○助役（篠崎俊夫君） 意味を取り違えました。

造成診断をやつて都市改造を行った後の共同施設のようにただいま承りました。が、そういう問題につきましては、その際に慎重に検討を加えたいと思ひます。

○十九番（大野行夫君） 最後に要望でお願いしますが、一点、二点につきましては、どうか慎重にこれを進めていただきたいと思います。

三、四のこの問題につきましては、先ほどの市長の施政方針の中でもあり、又前三回の診断、そして五十一年度も行われようとしている商業診断、先ほどの市長の答弁をあわせまして、どうかこの問題につきましては慎重に、そしてこれからの市の象徴となる大きな経済力の中心になるべきところでありますので、そのことを今後の議会においてもたびたび質問をし、又要望を申し上げておきます。

きょうの質問を中心にして私たちも前向きにこの命題的な問題を考えてまいりますので、市においても全面的な強い姿勢で、これを維持していただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（貫井喜代次君） 次に五番 森田治男君。

（五番 森田治男君 登壇）

○五番（森田治男君） 貴重な時間をお許しをいただきまして、私の一般質問に当たらせていただき感謝申し上げます。

すでに通告のとおり、私の質問事項は学校教育に関することとあります。

わが国の学校制度は、第二次世界大戦前までは各学校種別ごとに国民学校令、中等教育令などのように勅令によって定められておりましたが、終戦後、教育制度の根本的な改革を実施する際に一本の法律にまとめることとなり、昭和二十二年に法律第二十六号として学校教育法が公布されましたことは御承知のとおりであります。

戦前の教育行政は、極端な教育の官僚統制と権限の中央集権を特色としていたと思います。戦後、教育基本法が制定され、その十条に「教育行政は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と明記されたのであります。

この立法の精神から教育行政の民主化、地方分権、さらに教育の中立性を実現するために教育委員会制度がつくられたのであります。

御承知のように教育委員会は地方自治法第百八十五条の五の規定に